

知立市図書館貸出票広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、知立市広告掲載要綱（平成20年1月1日施行。以下「掲載要綱」という。）及び知立市広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）に定めるもののほか、知立市図書館（以下「図書館」という。）における図書等の貸出票（以下「貸出票」という。）への広告の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載の範囲)

第2条 貸出票に掲載する広告の範囲等は、掲載要綱第4条及び掲載基準第3条に定めるところによるものとする。

(広告の掲載位置及び枠数)

第3条 広告を掲載する位置は、貸出票の表面下部とする。

2 広告は、同一の期間内に3枠を超えて掲載しない。

(広告の掲載期間)

第4条 広告を掲載する期間（以下「掲載期間」という。）は、1月を単位とし、第8条第4項の規定による広告の掲載の承認を受けた者（以下「広告主」という。）が指定することができる。ただし、年度を超える期間を指定することはできないものとする。

(広告の掲載規格)

第5条 広告の掲載規格は、図書館の館長（以下「館長」という。）が別に定める。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、月額3,000円とする。

2 広告主は、掲載期間分の広告掲載料を市長が指定する期日までに一括して納付しなければならない。

3 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責によらない理由その他市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

4 前項の規定により還付する広告掲載料は、取り消した日の属する月の翌月以後の月分の納付済月額総額の総額とする。

5 第3項の規定により還付する広告掲載料には、利子は付さない。

(広告掲載の申込み)

第7条 貸出票への広告の掲載を希望する者(以下「希望者」という。)は、館長が指定する期日までに、図書館貸出票広告掲載申込書(様式第1。以下「申込書」という。)に広告原稿を添付して、館長に提出しなければならない。

2 希望者は、館長から掲載内容又は希望者に関する資料の提出を求められた場合は、これらの資料を提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第8条 館長は、前条第1項の規定により申込書の提出があったときは、掲載要綱の規定に基づき、広告掲載の承認又は不承認の決定をするものとする。

2 希望者の数が第3条第2項に規定する枠数を超えるときは、次に掲げる順位により広告の掲載の決定を行うものとする。

(1) 第1順位 市内に本社若しくは本店を有する事業者又は市内の商店街、各種業種等の連合体

(2) 第2順位 市内に支店、営業所等を有する事業者

(3) 第3順位 前2号のいずれにも該当しない事業者又は商店街、各種業種等の連合体

3 前項の規定によっても決定しないときは、先着順により決定する。

4 館長は、前3項の規定により広告の掲載の承認又は不承認を決定したときは、図書館貸出票広告掲載承認(不承認)決定通知書(様式第2)により広告掲載希望者に通知するものとする。

(広告内容等の修正及び変更)

第9条 館長は、広告主に対し、掲載する広告の内容について修正を求めることができる。

2 広告主は、前項の求めに応じ、又は広告主の都合により広告の内容を変更するときは、図書館貸出票広告掲載申込内容変更届(様式第3。以下「変更届」という。)により、速やかに館長に届け出なければならない。申込書又は提出書類の記載内容に変更があったときも、また同様とする。

(広告掲載の取消し)

第10条 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載期間中であっても、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 広告主が第6条第2項の期日までに広告掲載料を納付しないとき。

(2) 掲載要綱第9条各号のいずれかに該当したとき。

(3) 広告主が前条第1項の規定により求められた広告の内容の修正を行わないとき。

(4) その他貸出票への広告掲載が適当でないと館長が判断したとき。

2 前項の規定により広告の掲載を取り消したときは、図書館貸出票広告掲載取消通知書（様式第4）により、当該広告主に通知するものとする。

（広告掲載の取下げ）

第11条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、書面により理由を記載し、館長に申し出なければならない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。